

岐阜県公報

第 四 百 六 十 一 号
令 和 六 年 一 月 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則
岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(建 築 指 導 課) 二二二^{ページ}

告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地 域 福 祉 課) 二二三

指定医療機関の廃止の届出

(同) 二二三

指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 二二三

医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定

(同) 二二三

指定訪問看護事業者等の休止の届出

(同) 二二三

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 二二四

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 二二四

電線共同溝整備道路の指定

(道 路 維 持 課) 二二五

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法に関する告示の一部改正

(建 築 指 導 課) 二二七

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表二の項第一号及び三の項第一号の知事が定める方法に関する告示の一部改正

(同) 二二七

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法に関する告示の一部改正

(同) 二二七

公 示

県営土地改良事業計画の決定
市街地再開発組合の解散認可
落札者等に関する公示
落札者等に関する公示

(農 地 整 備 課) 二二八
(都 市 整 備 課) 二二八
(郡 上 土 木 事 務 所) 二二八
(会 計 課) 二二九

規 則

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築基準法施行細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「又は建築主事」の下に「若しくは建築副主事（以下「建築主事等」といつ。）を加え、「建築主事」を「建築主事等」に改める。

第一条の三、第二条（見出しを含む）、第八条第一項及び第二項並びに第九条中「建築主事」を「建築主事等」に改める。

別記第四号様式及び別記第五号様式中「~~建築主事~~」を「~~建築主事~~又は~~建築副主事~~」に改める。

別記第六号様式中「~~建築主事~~」を「~~建築主事~~又は~~建築副主事~~」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十九年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則

第一条中、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別記様式中「~~建築主事~~」を「~~建築主事~~又は~~建築副主事~~」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
桐 山 齒 科 医 院 恵 那 市 東 野 八 七 五 一 令 和 五 ・ 一 一 ・ 一

水谷 歯科 医院	土岐市泉町大富二五四番地の二二	同
そらまち 薬局	高山市大門町一	同
いきいき健康薬局	瑞浪市松ヶ瀬町一の一五の二	同
岡田 眼科 医院	羽島郡笠松町字東陽町三六番六	令和五・一一・四
クスリのアオキ大垣丸の内薬局	大垣市丸の内一丁目一八番地	令和五・一二・一
日本調剤 養老町薬局	養老郡養老町押越九一の一七	同

岐阜県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
日本調剤 三輪薬局	揖斐郡揖斐川町三輪字中新田二四三八の二	令和五・九・三〇
医療法人社団あおばつばめ在宅クリニック	羽島郡岐南町平成二丁目一四一番一階	令和五・一〇・三一
岐南		
桐山 歯科 医院	恵那市東野八七五の一	同
そらまち 薬局	高山市大門町一	同
いきいき健康薬局	瑞浪市松ヶ瀬町一の一五の二	同
岡田 眼科 医院	羽島郡笠松町東陽町三八の二	令和五・一一・三

岐阜県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 名和内科	瑞穂市重里二〇〇五	令和五・一一・一
旧 医療法人清光会 名和内科		

岐阜県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社 ASM ORE	愛知県一宮市光明寺字墨手二番地	訪問看護ステーション みらいえ	羽島市竹鼻町狐六字壺柄山四五番地一	令和 五・四・一
株式会社 アンビ	東京都中央区京橋一丁目六番一号	医心館 訪問看護ステーション 多治見	多治見市太平町六丁目三九番	令和 五・三・一
株式会社 Plus One	多治見市喜多町八丁目三五の一一	訪問看護ステーション てとてみずなみ	瑞浪市薬師町一丁目一〇第一美樹ハイツニ〇五号	同

岐阜県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	指 定 年 月 日
社会福祉法人 浩仁会	揖斐郡大野町南方石ノ上三五六番地一	短期入所生活介護	ショートステイホーム セント・ケアおの	令和 五・一・一
同	同	短期入所生活介護	同	同
社会福祉法人 浩仁会	揖斐郡大野町南方石ノ上三五六番地一	介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホーム セント・ケアおの	令和 五・二・一
同	同	介護予防短期入所生活介護	同	同

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	休 月 日 止
有限会社 三貴志	大垣市小泉町三三七の一	訪問看護ステーション 一步	大垣市小泉町三三七の一	令和 五・二・一五

岐阜県告示第二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	指 定 年 月 日
同	揖斐郡大野町黒野一九〇	令和 五・一・一
同	同	同
同	揖斐郡大野町黒野一九一	令和 五・二・一
同	同	同

新	旧	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新	旧	新	旧	同	同	同	同	新	旧
社会医療法人 清光会	医療法人 清光会												社会医療法人 清光会	医療法人 清光会	社会医療法人 清光会	医療法人 清光会					社会医療法人 清光会	医療法人 清光会
地		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	地		地		同	同	同	同	地	
瑞穂市重里一九九六番													瑞穂市重里一九九六番		瑞穂市重里一九九六番						瑞穂市重里一九九六番	
訪問介護	短期介護 施設	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター	訪問介護 センター
訪問介護センター 巢南													訪問介護センター 巢南		訪問相談センター 巢南						訪問介護センター 巢南	
地		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	地		地		同	同	同	同	地	
瑞穂市重里二〇二番													瑞穂市重里一九九六番		瑞穂市重里一九九六番						瑞穂市重里一九九六番	
令和五・一一・一		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	令和五・一一・一		令和五・一一・一		同	同	同	同	令和五・一一・一	

費性能の向上等に関する法律」に改める。

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
五三 大野 地区	養老町役場	令和六・一・二一から一九まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
大巻南部地区 (かんがい排水事業)	養老町役場	令和六・一・二一から一九まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
大巻南部地区 (経営体育成基盤整備事業)	養老町役場	令和六・一・二一から一九まで

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第四十五条第四項の規定により令和六年一月十九日多治見駅南地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により公示する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和六年一月十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品の名称及び購入予定数量 凍結防止剤（塩化ナトリウム） 計1,187,500kg
- (1) 岐阜県郡上土木事務所において調達するもの 1,061,000kg
- (2) 郡上市において調達するもの 126,500kg

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年9月29日
- 4 落札者を決定した日 令和5年11月8日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市玉井町5番地
株式会社ケミック
取締役社長 林 正啓
- 6 落札金額 70,537,500円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 岐阜県郡上土木事務所との契約手続に關すること。
ア 部局の名称 岐阜県郡上土木事務所総務課管理調整係
イ 所在地 郡上市八幡町初音1727番地2
(2) 郡上市との契約手続に關すること。
ア 部局の名称 郡上市総務部契約管財課
イ 所在地 郡上市八幡町島谷228

落札者並びに圖面の公開

岐阜県の物品受発又は特定役務の請負手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百一十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びに圖面を公開する。

令和六年一月十九日

岐阜県政 中 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察総合捜査管理システムの構築及び保守管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和5年9月29日
- 4 落札者を決定した日 令和5年11月10日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝浦一丁目2番3号
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 西野 敏哉
- 6 落札金額 271,359,000円

- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課調達第二係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

令和六年一月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社